

まちセミ・IZUMI 実行委員会 規約

(総則)

この規約は、まちセミ・IZUMI 実行委員会（以下「委員会」という。）の組織・運営に関する事項を定める。

(目的)

第1条 委員会は、「誰でも先生」「誰でも生徒」という、老若男女が集い笑顔あふれる新しい形の学びの場を作る。「ひとりの学び」が「みんなの学び」に。そして、「まちの学び」につながり、和泉市がステキなまちになることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会の目的に賛同する人をもって構成する。

(役員)

第3条 前条に規定する人の中から、代表1名、副代表1名を互選する。

(役員の仕事)

第4条 代表は、会の会務を総理する。

2 代表に事故がある場合は、副代表がその職務を代行する。

(事業年度)

第5条 毎年、4月1日から翌年3月31日。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて代表が召集する。

2 会議は、グループの過半数の出席を持って成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、和泉市鶴山台 3-4-4-201（代表宅）に置く。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の審議を経て別に定める。

附則 この規約は、令和元年8月31日から実施する。